

令和6年3月15日
広島市環境局産業廃棄物指導課

産業廃棄物処理施設の使用の停止命令の解除について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第15条の2の7の規定により、令和5年2月22日付けで産業廃棄物処理施設の改善及び使用の停止を命じていましたが、次のとおり改善を確認し、使用の停止命令を解除しました。

1 対象施設（対象者）

- (1) 名 称 株式会社曾我工業
- (2) 本社所在地 広島市安西区山田町甲27番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 曾我英世
- (4) 施設の種類 焼却施設
- (5) 施設所在地 広島市安西区山田町甲27番地

2 解除の理由

株式会社曾我工業から改善報告書の提出があり、産業廃棄物処理施設の改善を実施したこと、排ガス中の一酸化炭素濃度が基準に適合していること及び排ガス中の一酸化炭素濃度の測定記録装置が適正に稼働することを確認できたため。

処分についての連絡先
広島市環境局産業廃棄物指導課
電話：082-504-2226
メール：sanhai@city.hiroshma.lg.jp